



往復はがきに必要事項を記載のうえ、下記の送付先まで郵送でご応募ください。
 ※往復はがき以外での応募は受け付けませんので、ご注意ください。
 ※往復はがきは、郵便局及び一部コンビニ等で購入することができます。



往復はがき記載例

下記の記載例を参考にして必要事項をご記入ください。

①

63 往信

4 8 0 0 1 4 4

大口町役場 企業支援課 行

愛知県丹羽郡大口町下小口 七丁目155番地

何も書かない

住所時は、この面が外側になるよう線に沿って折って差し出してください。

①【注意事項】

申込先は大口町役場となりますので、ご注意ください。

②【注意事項】

役場から、購入可能セット数をお知らせしますので空欄のままにしてください。

③【注意事項】

ご自宅の郵便番号、住所、氏名をご記入ください

④【注意事項】

住所、氏名、電話番号、申込セット数、世帯人数をご記入ください。
 ※申込セット数は1人5セットが上限です。
 また世帯の上限は1世帯10セットが上限となります。

③

63 返信

4 8 0 ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

様

愛知県丹羽郡大口町

住所 _____

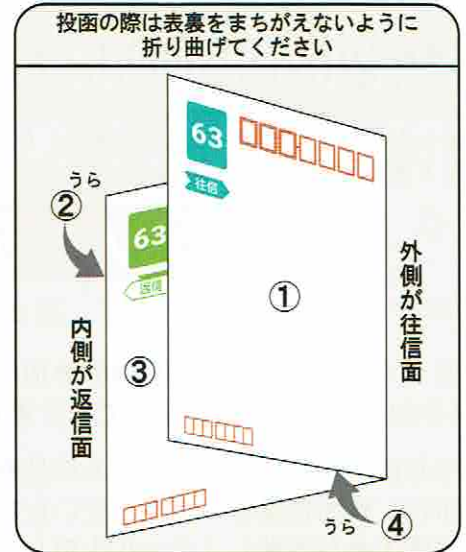
氏名 _____

電話番号 _____

申込セット数 _____ セット

世帯人数 _____ 人

この面が外側になるよう線に沿って折って差し出してください。



注意!! ご確認ください

往復はがき以外での受付はいたしません。
 記載不備等は無効となりますので、あらかじめご了承ください。

送付先 〒480-0144 大口町下小口七丁目 155 番地
 大口町役場 企業支援課 宛

申込期間 令和2年8月3日(月)から令和2年9月4日(金)まで必着

申込結果発送日 令和2年9月18日(金)に役場から発送します。
 往復はがき(返信用)で購入可能セット数をお知らせします。
 往復はがき(返信用)は商品券引換時の引換券となります。

商品券引換場所 大口町商工会

商品券引換期間 令和2年9月23日(水)から10月2日(金)まで、
 10月5日(月)から10月9日(金)まで

商品券引換時間 午前9時から午後4時30分まで

おおくちプレミアム商品券のご利用上の注意

- この商品券は、現金との引き換えは出来ません。
- この商品券は、つり銭を受け取ることは出来ません。
- この商品券の盗難・紛失・破損等の場合は、その責任は負いませんので大切に取り扱いください。
- この商品券の有効期限は令和2年10月1日より令和3年1月31日まで、それ以降は無効となりますので有効期限までにご利用ください。
- この商品券は、大口町内の指定店 A 券の場合は全店で、B 券の場合は中小店のみでご利用できます。一度に使用できる額は65,000円までです。また、たばこ等指定店により商品券で購入できない商品、サービスもありますので、ご確認ください。
- 商品券の払い戻しは致しません。
- 転売禁止